第１１回石川町農業委員会総会議事録

１　招集年月日　　令和８年１０月１６日(金)　午後１時３０分

２　招集場所　　石川町役場　３階　正庁兼議場

３　議案

（１）議案第３７号

農地法第３条第１項の規定による許可申請について

（２）議案第３８号

農地法第５条の規定による許可処分の取消願出に対する意見決定について

（３）議案第３９号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

４　出席委員

農業委員　　８名

１番　水野　勝栄	２番　江尻　茂雄	３番　円谷　卓彦
４番　瀧口　弘昭	５番　野崎　重紀	６番　黒﨑　佳奈
８番　永沼　善恵	９番　泉　　利夫	

農地利用最適化推進委員　　１１名

１１番　佐藤　正男	１２番　相樂　秀一	１３番　添田　喜洋
１４番　根本　重泰	１６番　芳賀　　泉	１７番　薄葉　茂雄
１８番　小松　克夫	１９番　有賀　　忍	２０番　二瓶　美明
２１番　小松　三男	２２番　添田　文彦	

5　欠席委員

農業委員　　1名

7番　岩谷　金良

農地利用最適化推進委員　　1名

15番　矢内　忠男

6　出席した事務局職員

事務局長　　荒木　成輔

農地管理係長　　矢吹　　進

書記　　矢内　翔太

議　　長　　本日の農業委員の出席は８名です。

定足数に達しておりますので、只今より第１１回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないものと認め、８番　永沼善恵委員、１番　水野勝栄委員を指名いたします。

（１）議案第３７号

農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議　　長　　議事に入ります。

議案第３７号 農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長　　（朗読説明）

只今、説明しました農地法第３条第１項番号１から番号３につきましては、農地法第３条第２項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議　　長　　農地法第３条第１項番号１を調査されました小松三男委員に報告を求めます。

小松三男委員　農地法第３条第１項番号１を調査した結果を報告します

令和８年１０月５日午後１時より現地調査を行いました。

事務局の矢内主査、譲受人の〇〇〇〇氏、農地最適化推進委員の小松克夫氏、私の４名で、字〇〇〇〇番を調査しました。

場所は、石川町役場から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇地に位置します。

当該地の所有者である譲渡人は高齢で自身で耕作することができず、自宅が隣接している譲受人へ所有権を移転し、譲受人が自家用野菜を栽培します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　只今報告のありました農地法第３条第１項番号１について、何かご質問等

ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議　　長　　ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３７号農地法第３条第１項番号１について、承認するものと決定いたします。

議　　長　　続きまして、農地法第３条第１項番号２を調査されました江尻茂雄委員に報告を求めます。

江尻茂雄委員　農地法第３条第１項番号２を調査した結果を報告いたします。

令和８年１０月１０日午前９時より、〇〇〇〇氏、農業委員会 矢内主査、農地利用最適化推進委員の佐藤正男氏と私の４名で、

〇〇〇〇番、地目　畑、３，８６３㎡

〇〇〇〇番、地目　畑、１，９７０㎡

を調査しました。

申請地は、石川町役場より〇〇〇〇号を〇〇〇〇方面に向かい、約３．５ｋｍ先を右折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かって約４㎞直進した地点を右折し、町道を約９００ｍ直進した地点を左折し約１００ｍの地点にあります。

譲渡人は、申請地について長年草刈等を実施して保全管理してきました。また、譲受人は、これまでブロッコリー等の野菜を耕作しており、さらに経営規模の拡大を検討していたところ、譲渡人と条件面で合意したため今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　只今報告のありました農地法第３条第１項番号２について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議　　長　　ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３７号農地法第３条第１項番号２について、承認するものと決定いたします。

議　　長　　続きまして、農地法第３条第１項番号３を調査されました添田文彦委員に報告を求めます。

添田文彦委員　農地法第３条第１項番号３を調査した結果を報告いたします。

調査日は令和８年１０月８日木曜日午後１時３０分より、譲受人の〇〇〇〇氏、農業委員の岩谷金良氏、それに私の計３人で現地を調査しました。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇にある〇〇〇〇道路との信号器のある交差点から２．２㎞ 先に行くと〇〇〇〇が左側にあり ます。さらにそこから５０m程先のＴ字路を右折しさらにそこから５０m程先の右側

字〇〇〇〇　〇〇〇〇番、地目・田３４５㎡

字〇〇〇〇　〇〇〇〇番、地目・田３２０㎡

字〇〇〇〇　〇〇〇〇番、地目・田６６７㎡

字〇〇〇〇　〇〇〇〇番、地目・田１，００５㎡

左側の同じく

字〇〇〇〇　〇〇〇〇番、地目・田５６８㎡

の計５筆です。

申請理由としましては、譲渡人の〇〇〇〇氏は〇〇〇〇に転居し、耕作が困難なため譲受人の〇〇〇〇氏に売却することになり、今回の申請にいたりました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　只今報告のありました農地法第３条第１項番号３について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議　　長　　ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３７号農地法第３条第１項番号３について、承認するものと決定いたします。

（２）議案第３８号

農地法第５条の規定による許可処分の取消願出に対する意見決定について

議　　長　　次に、議案第３８号農地法第５条の規定による許可処分の取消願出に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長　　（朗読説明）

議　　長　　只今説明のありました農地法第５条許可取消番号１について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議　　長　　ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３８号農地法第５条許可取消番号１について、承認するものと決定いたします。

議　　長　　続きまして説明のありました農地法第５条許可取消番号２について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議　　長　　ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３８号農地法第５条許可取消番号２について、承認するものと決定いたします。

（３）議案第３９号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議　　長　　次に、議案第３９号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長　　（朗読説明）

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画（案）を作

成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、総会にてご審議をお願いするものでございます。
農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。
今回は、令和９年度の事業採択に向けて取り組んでいる谷沢、坂路、谷地地区内の基盤整備対象農地であり、筆数は、田が１，０６８筆、畑が４８筆、雑種地が７筆、原野が２筆、合計１，２５筆で、面積の合計が６６３，６５３．２２㎡です。貸し手が１４８人、借り手が１件となります。設定する権利につきましては、使用貸借権で、令和８年１０月３１日から令和２４年１２月３１日までとなります。
只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えます。
説明は以上です。

議　　長　　只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

議　　長　　ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
≪「異議なし」の声あり ≫

議　　長　　異議のないものと認め、議案第３９号農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

議　　長　　以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後２時１０分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和８年１０月１６日

石川町農業委員会長

議事録署名人　８番

１番